

審 査 基 準

令和6年9月2日作成

法 令 名	確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 例	第10条第4項
処 分 の 概 要	講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定
原権者（委託先）	公安委員会
法 令 の 定 め	公安委員会は、<u>第1項の規定</u>により認定したときは、その者に対し、別記様式第2号の認定書を交付するものとする。 ※ 第10条 法第51条の13第1項第1号ロの規定により公安委員会が放置車両の確認等に関し駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者について、その技能及び知識を審査して行うものとする。 一 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者 二 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上である者 三 前2号に掲げる者と同等の経歴を有する者 2 前項の認定を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した認定申請書を公安委員会に提出しなければならない。 3 前項の認定申請書には、第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	審査終了後
申 請 先	警察本部交通部交通指導課
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係（048-832-0110）
備 考	